

別 冊

令 和 2 年 度

大阪市健全化判断比率等審査意見書

監 第 39 号
令和 3 年 8 月 26 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市監査委員 森 伊 吹
同 森 恵 一
同 片 山 一 歩
同 明 石 直 樹

令和 2 年度大阪市健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目 次

令和2年度大阪市健全化判断比率等審査意見

	頁
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	1
第2 審査の種類	1
第3 審査の対象	1
第4 審査の着眼点	2
第5 審査の主な実施内容	2
第6 審査の結果	2
第7 健全化判断比率等の状況	3

凡 例

- 1 原則として、文中に用いる金額は億円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。
- 2 原則として、図表中に用いる金額については表示単位未満を四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 文中及び図表に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。

(別 紙)

令和 2 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

令和 2 年度大阪市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査は大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条に規定された健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

第 3 審査の対象

審査の対象は図表－ 1 のとおり各会計等の令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類である。

図表－ 1 健全化判断比率等の対象となる会計等

区分			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
地方公共団体	一般会計等	一般会計	↑↓	↑	↑	↑	↑	
		母子父子寡婦福祉貸付資金会計						
		心身障害者扶養共済事業会計						
		公債費会計						
	公営事業会計	駐車場事業会計						
		国民健康保険事業会計						
		介護保険事業会計						
		後期高齢者医療事業会計						
	公営企業会計	法適用	水道事業会計					↑↓
			工業用水道事業会計					
			中央卸売市場事業会計					
			港営事業会計					
		下水道事業会計						
	法非適用	食肉市場事業会計						
	一部事務組合・広域連合							
	地方公社・第三セクター等							

第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査することを主たる着眼点として審査を行った。

第5 審査の主な実施内容

審査に当たっては、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項について各算定様式及び決算諸表と照合した。なお、各決算諸表の証憑類との照合等については、令和2年度公営・準公営企業会計及び一般会計等決算審査と併行して審査した。

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の手段を実施した限り、いずれも重要な点において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係諸規定に準拠して作成されており、かつ正確であることが認められた。

第7 健全化判断比率等の状況

市長から提出を受けた健全化判断比率及び資金不足比率は図表－2及び図表－3のとおりである。

図表－2 令和2年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字 比率 ^{(注)1}	連結実質赤字 比率 ^{(注)2}	実質公債費 比率 ^{(注)3}	将来負担 比率 ^{(注)4}
健全化判断比率	(-) -	(-) -	(3.2) 2.7	(23.5) 5.3
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

- (注) 1 実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 2 連結実質赤字比率とは、一般会計等に加え、公営企業会計などを含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 3 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 4 将来負担比率とは、借入金（地方債）など地方公共団体が現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 5 実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していない場合、「-」を記載している。
- 6 上段（ ）内は前年度比率を記載している。

図表－3 令和2年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率 ^{(注)1}
水道事業会計	(-) -
工業用水道事業会計	(-) -
中央卸売市場事業会計	(-) -
港営事業会計	(-) -
下水道事業会計	(-) -
食肉市場事業会計	(-) -
経営健全化基準	20.0

- (注) 1 資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。
- 2 ()内は前年度比率を、資金不足額が発生していない場合、「-」を記載している。

(参考)

1 実質赤字比率の状況

- 実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 当年度の一般会計等の実質収支は130億円の黒字となっており、実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は計上されていない。

$$\text{実質赤字比率} \quad [\text{—}] \quad = \quad \frac{\text{一般会計等実質赤字額} \quad [\text{—}]}{\text{標準財政規模} \quad 8,649 \text{ 億円}}$$

○標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等7,930億円に普通交付税額328億円及び臨時財政対策債発行可能額391億円を加えたもので、8,649億円となっている。

図表－4 一般会計等実質収支額及び実質赤字比率

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和元年度	差引増△減
一般会計等実質収支額	13,041	2,672	10,369
標準財政規模	864,931	851,840	13,091
実質赤字比率	—	—	—

(注) 一般会計等実質収支額とは、形式収支(歳入歳出差引額)から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額である。

2 連結実質赤字比率の状況

- 連結実質赤字比率とは、一般会計等に加え、公営企業会計などを含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 当年度の連結実質収支額は1,101億円の黒字となっており、連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は計上されていない。
- 一般会計等の130億円の黒字に加え、国民健康保険事業会計の30億円、介護保険事業会計の38億円の黒字、水道事業会計の341億円、下水道事業会計の394億円の資金剰余など、全会計において黒字や資金剰余となっている。

$$\text{連結実質赤字比率} \quad [\text{ — }] = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad [\text{ — }]}{\text{標準財政規模} \quad 8,649 \text{ 億円}}$$

図表－5 連結実質収支額及び連結実質赤字比率

(単位：百万円)

会 計 名		令和2年度	令和元年度	差引増△減	
一般会計等		13,041	2,672	10,369	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	駐車場事業会計	110	210	△ 100	
	国民健康保険事業会計	3,081	1,671	1,410	
	介護保険事業会計	3,864	2,964	900	
	後期高齢者医療事業会計	1,603	1,465	138	
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	34,175	38,453	△ 4,278
		工業用水道事業会計	6,138	5,956	182
		中央卸売市場事業会計	8,761	8,294	467
		下水道事業会計	39,424	39,812	△ 388
		港営事業会計	0	0	0
	法非適用企業	食肉市場事業会計	0	0	0
合 計 (連結実質収支額)		110,196	101,497	8,699	
標準財政規模		864,931	851,840	13,091	
連結実質赤字比率		—	—	—	

3 実質公債費比率の状況

- 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 平成30年度、令和元年度及び令和2年度の3か年の比率を平均した結果、2.7%となり、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）を下回っている。
- 令和2年度単年度における実質公債費比率は1.8%となり、令和元年度単年度に比べて0.5ポイントの好転となっている。これは、地方債残高の減少及び地方債の利率の低下により、元利償還金及び準元利償還金が減少したことなどによるものである。

図表－6 実質公債費比率

実質公債費比率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		3.3%	4.2%	2.3%
令和元年度実質公債費比率 (3か年平均)	3.2%			
令和2年度実質公債費比率 (3か年平均)		2.7%		

(注) 比率(3か年平均)は、小数第2位以下を切り捨てている。

令和2年度単年度の実質公債費比率は次の算式のとおり算定されている。

実質公債費比率	＝	$\frac{\text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$	
		$\frac{(852 \text{ 億円} + 1,103 \text{ 億円}) - (808 \text{ 億円} + 1,010 \text{ 億円})}{8,649 \text{ 億円} - 1,010 \text{ 億円}}$	1.8%

○地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。

○準元利償還金は、満期一括償還地方債について償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、公債費に準ずる債務負担行為に係るものなどである。

○特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び地方債償還額に充当した住宅使用料等である。

○元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された元利償還金及び準元利償還金である。

図表－7 実質公債費比率の計算要素

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和元年度	差引増△減
元利償還金①	85,236	87,690	△ 2,454
準元利償還金②	110,399	117,884	△ 7,485
特定財源③	80,873	84,249	△ 3,376
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額④	101,010	104,505	△ 3,495
分子 (① + ② - ③ - ④)	13,751	16,820	△ 3,069
標準財政規模⑤	864,931	851,840	13,091
分母 (⑤ - ④)	763,920	747,335	16,585

4 将来負担比率の状況

- 将来負担比率とは、借入金（地方債）など地方公共団体が現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 当年度は 5.3% となり、前年度の 23.5% と同様に早期健全化基準（400.0%）を下回っている。
- 前年度に比べて、18.2 ポイントの好転となっている。これは、全会計合計での地方債残高の減少などによるものである。

		将来負担額 30,778 億円	－	充当可能財源等 30,369 億円
将来負担比率	=			
5.3%		標準財政規模 8,649 億円	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,010 億円

○将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高、公営企業債の償還財源繰入見込額や退職手当負担見込額等の現在抱えている負債額である。

○充当可能財源等は、上記の将来負担額の償還に充てることができる基金額や都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等である。

(注) 比率は、小数第2位以下を切り捨てている。

図表－8 前年度との比較

項目	令和2年度	令和元年度	差引増△減
将来負担比率	5.3%	23.5%	18.2 ポイント

図表－9 将来負担比率の計算要素

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和元年度	差引増△減
将来負担額①	3,077,811	3,273,598	△ 195,787
充当可能財源等②	3,036,900	3,097,731	△ 60,831
分子（①－②）	40,910	175,868	△ 134,958
標準財政規模③	864,931	851,840	13,091
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額④	101,010	104,505	△ 3,495
分母（③－④）	763,920	747,335	16,585

図表－10 将来負担額内訳

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和元年度	差引増△減
地方債の現在高	2,454,823	2,625,777	△ 170,954
債務負担行為に基づく支出予定額	77,408	88,277	△ 10,869
公営企業債等繰入見込額	282,245	289,885	△ 7,640
組合等負担等見込額	8,515	8,091	424
退職手当負担見込額	229,242	234,245	△ 5,003
設立法人の負債額等負担見込額	25,578	27,323	△ 1,745
第三セクター	25,578	27,323	△ 1,745
合計（将来負担額）	3,077,811	3,273,598	△ 195,787

図表－11 上記の将来負担額内訳の第三セクターの負債額等負担見込額の内訳

(「算入率」を除いた単位：百万円)

項 目	令和2年度			令和元年度	差引 増△減
	損失補償付 債 務	算入率 (%)	負債額等 負担見込額	負債額等 負担見込額	
第三セクター					
株式会社湊町開発センター	3,194	100	3,194	3,439	△ 245
アジア太平洋トレードセンター株式会社	15,840	100	15,840	16,942	△ 1,102
大阪市街地開発株式会社	2,590	10	259	294	△ 35
クリスタ長堀株式会社	6,285	100	6,285	6,648	△ 363
合 計			25,578	27,323	△ 1,745

図表－12 充当可能財源等内訳

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和元年度	差引増△減
充当可能基金	897,658	966,191	△ 68,533
財政調整基金	166,382	161,606	4,776
公債償還基金	641,110	721,584	△ 80,474
運用基金	12,464	10,057	2,407
特定目的基金	77,702	72,944	4,758
充当可能特定歳入	786,137	761,513	24,624
都市計画税	494,732	455,725	39,007
貸付金償還金	63,584	62,646	938
住宅使用料等	183,307	196,155	△ 12,848
その他	44,514	46,987	△ 2,473
基準財政需要額算入見込額	1,353,105	1,370,027	△ 16,922
計（充当可能財源等）	3,036,900	3,097,731	△ 60,831

5 資金不足比率の状況

- 資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。

全会計において資金の不足額が発生していないため、資金不足比率は計上されていない。

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
○資金の不足額		
法適用企業	(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額	
法非適用企業	(繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額	
(注) 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。		
○事業の規模		
法適用企業	営業収益の額 - 受託工事収益の額	
法非適用企業	営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額	

図表-13 各公営企業会計の状況

(「資金不足比率」を除いた単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和元年度	差引増△減	
法適用 企業	水道事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	51,862	61,849	△ 9,987
		資金不足比率(%)	—	—	—
	工業用水道事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	1,299	1,348	△ 49
		資金不足比率(%)	—	—	—
	中央卸売市場事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	5,704	5,786	△ 82
		資金不足比率(%)	—	—	—
	下水道事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	56,574	63,413	△ 6,839
		資金不足比率(%)	—	—	—
港営事業会計	資金の不足額	—	—	—	
	事業の規模	9,073	12,796	△ 3,723	
	資金不足比率(%)	—	—	—	
法非適用 企業	食肉市場事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	635	670	△ 35
		資金不足比率(%)	—	—	—

(注) 1 資金不足比率の算定においては、資金の不足額を正の値として算定する。

2 港営事業会計は、宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う公営企業に係る特別会計であるため、資金の不足額の算定にあたり土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例が適用されている。